

令和8年度 国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業 委託業務 企画提案公募要領

本件企画提案公募は、令和8年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものである。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約は締結しないものとする。

1 委託事業の名称

令和8年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業委託業務

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区（旧特別自由貿易地域）に立地する企業（以下「立地企業」という。）が安定的な操業及び事業の拡大を行うため、経営支援の専門家を派遣することにより、立地企業の有する課題（生産性・収益性の改善、市場開拓及び人材確保・育成等）を解決し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

4 委託料の上限額

委託料の上限額は、21,357,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
ただし、この額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 県内の事情に精通し、かつ、3に掲げる課題を解決するための事業内容を企画し、運営する能力を有するとともに、本業務を適切に遂行するために必要な知識、経験、実務能力、組織、人員等を有していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本業務の遂行に当たって、必要なときに県と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入していること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 共同企業体として応募をする場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 構成員のいずれかが、(1)から(2)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 構成員の全てが、(3)から(8)までの要件を満たす者であること。
 - エ 構成員が、本業務に応募する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、本業務の目的を達成するために、構成員間で協定を締結の上、構成員間の連携を密にし、本業務の推進及び成果の達成を図ること。
- (10) 1 提案者（共同企業体で応募する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

6 委託業務の内容及び提案内容の要件

令和8年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業委託業務仕様書のとおりとする。

7 応募方法等

- (1) 本公募要領等の沖縄県企業立地推進課ホームページへの掲載期間
令和8年2月10日（火）から同年2月24日（火）まで
- (2) 応募に係る質問
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問書〔様式1〕を記入し、電子メールによりアの期限までにイの場所へ提出すること。
 - ア 期限 令和8年2月17日（火）正午
 - イ 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課代表メール
電子メールアドレス：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

(3) 質問に対する回答は、沖縄県企業立地推進課ホームページへ隨時掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

本業務に応募する者は、8に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を直接又は書留郵便により、アの期限までにイの場所へ提出（郵送の場合は、期限内に到着したものに限り受け付ける。）すること。

ア 期限 令和8年2月24日（火）午後5時

イ 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2770

8 企画提案書等及び必要部数

【申請書類】 提出部数：10部（正本1部、写し9部）

(1) 企画提案応募申請書〔様式2〕

(2) 企画提案書（様式は任意とし、A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて、A4版横置き・横書きを可とする。）

(3) 会社概要表〔様式3〕

(4) 積算書〔様式4〕

費目は次に掲げるとおりとし、各費目の内訳と単価を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、報償費、印刷製本費、消耗品費等をいう。単価に消費税を含む場合は、消費税相当額を差し引いた上で計上すること。）

ウ 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計に100分の10を乗じて得た額の範囲内とする。）

エ 再委託費（単価に消費税を含む場合は、消費税相当額を差し引いた上で計上すること。）

オ 消費税（円未満切り捨て）

(5) 業務計画〔様式5〕

(6) 実績書〔様式6〕

※(1)から(6)までは、各一部を一式としてダブルクリップ留めし、綴じ代位置の中央2箇所にパンチ穴を開け提出すること。（ステープル及びフラットファイル等に綴っての提出は不要）

【添付書類】 (提出部数：2部（正本1部、写し1部）)

(7) 誓約書〔様式7〕

(8) 定款及び寄附行為

(9) 貸借対照表（直近3期分）

(10) 損益計算書（直近3期分）

(11) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

(12) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(13) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※(7)から(13)までは、各一部を一式としてダブルクリップ留めし、綴じ代位置の中央2箇所にパンチ穴を開け提出すること。（ステープル及びフラットファイル等に綴っての提出は不要）

※共同企業体の場合においては、(3)、(7)～(12)の書類については、各構成員分提出すること。

9 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書類審査）

沖縄県商工労働部企業立地推進課において書類審査を行った上で、その結果及び第二次審査の実施日時等を、電子メール及び書面で通知する。

(2) 審査（プレゼンテーション審査）

企画提案事業者選定委員会において、(3)に掲げる審査基準に則り、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

なお、審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場は、3名以内とする。

イ 審査では、提出した企画提案書等で説明し、資料の追加や、パソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(3) 審査基準

ア 業務の目的、課題等を十分に理解し、企画提案仕様書を踏まえた提案内容となっているか。

イ 業務を効果的に実施するために、企画提案の内容及び業務の実施方法が具体的であるか。

ウ 業務の実施により、立地企業の安定操業及び事業拡大につなげるとともに、立地企業と県内企業との連携促進により、県内製造業の高度化や生産性向上等を促進し、稼ぐ力の強化が見込めるか。

エ 業務を遂行するに当たり、妥当な積算となっているか。

オ 業務を確実に履行することができる体制となっているか。

10 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	2月 10 日 (火)
(2) 質問締切	2月 17 日 (火) 正午
(3) 質問回答	2月 19 日 (木) までに随時
(4) 企画提案書等提出期限	2月 24 日 (月) 午後 5 時
(5) 第一次審査（書類審査）	2月 25 日 (水)
(6) 第一次審査結果通知	2月 27 日 (金)
(7) 審査（プレゼンテーション審査）	3月 13 日 (金)

(8) 審査結果連絡 4月1日（水）
(9) 委託契約締結 4月上旬

11 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 本公募要領その他あらかじめ指示した事項に違反すると認められる場合
 - エ 選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たっては、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成に要する費用、第二次審査の出席に要する費用等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 委託予定事業者の選定は非公開で行われ、審査の内容、経過等、審査に関する問い合わせには応じない。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 委託予定事業者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、本業務の目的に合致しない事項は、県と委託予定事業者との間で協議する。また、企画提案された全ての内容の実施を保証するものではない。
- (7) 委託業務の終了時には、証憑書類を検査し、本業務の実施に要した費用を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。

12 問い合わせ先

沖縄県商工労働部企業立地推進課 担当：副島
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2770
電子メールアドレス：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp